

納税者の皆様へ

田原市役所からのお知らせ

件名 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における「徴収猶予の特例」の申請受付を開始します

内容

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対し令和2年2月1日～3年1月31日の期間に納期限が到来する地方税を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が制定されました。

そこで、東三河5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）では、その申請受付を下記のとおり開始します。

1 対象者

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税を行うことが困難であること
- のいずれも満たす方が対象となります。

2 対象税目

市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など

3 申請期限

令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日まで
口座振替をご利用の方で、固定資産税第1期分の猶予を希望される方は、5月21日までに必ず申請してください。

4 申請方法

申請の方法や制度の概要につきましては、市HPに記載していますのでご確認ください。

感染拡大防止のため、対象となる方は、市HPで申請書をダウンロードし、原則郵送にて申請をお願いします。申請書が必要な方は郵送しますのでご連絡ください。

5 申請先

田原市役所総務部収納課（市役所南庁舎2階）

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-7402 受付：8時30分～17時15分（平日）

HP：<http://www.city.tahara.aichi.jp/index.html> ID：1007052